

イベント広場利用規約

R5.4.1 版

1 広場の概要

(1) 中央イベント広場

- ① 住所地 : 前橋市千代田町二丁目 8-2 1 ほか
- ② 面積 : 利用可能面積 約 1,200 m²、
- ③ ステージ : 3間5間 (5.4 m×9 m)
- ④ 区画利用 : 14~20m×7m (98~140 m²)

(2) グリーンウォーク

- ① 住所地 : 前橋市千代田町二丁目 7-3 ほか
- ② 面積 : 利用可能面積 349.13 m²

(3) 広瀬川河畔小広場

- ① 住所地 : 前橋市千代田町三丁目 7-7
- ② 面積 : 利用可能面積 169.91 m²

(4) まちなか駐輪場(※駐輪スペース除く)

- ① 住所地 : 前橋市千代田町四丁目 7-1 1
- ② 面積 : 利用可能面積 約 100 m²

2 利用日・時間

- (1) 利用日 : 原則として通年利用可能ですが、前橋市が主催又は共催する事業が予定される場合は、それらを優先します。
- (2) 利用期間 : 同一申請者による利用日数は、原則連続7日を限度とします。ただし、試験的利用については制限を行うことがあります。
- (3) 利用時間 : 原則 8:00 ~ 20:00
※利用時間とは、会場準備から片付けまでの時間を含みます。

3 受付場所・時間

- (1) 受付場所 : 前橋市千代田町二丁目 8-1 2
(公財) 前橋市まちづくり公社 まちづくり推進課
TEL 027-289-5565 (担当直通)
- (2) 受付時間 : 執務時間内 (平日 9:30~18:15)
- (3) 受付開始日 : 利用希望日の6ヶ月前の月の初日 (当該日が休業日の場合は、次の営業日) から先着順に行います。
※中央イベント広場区画利用の場合は、受付開始日が異なります。
下記、8 中央イベント広場区画利用をご参照ください。

4 料金

料金は下段に掲載の利用料金表のとおりです。

○令和5年度 利用料金表（朝・昼・夕の時間帯の利用料金）

広場名	営利・ 非営利 の区別	1日利用 料金 8:00-20:00	朝・昼・夕の時間帯の利用料金		
			時間区分Ⅰ 8:00-12:00	時間区分Ⅱ 12:00-16:00	時間区分Ⅲ 16:00-20:00
中央イベント広場 (全面)	営利	7,500 円/日	2,500 円/朝	2,500 円/昼	2,500 円/夕
	非営利	4,200 円/日	1,400 円/朝	1,400 円/昼	1,400 円/夕
中央イベント広場 (A区画・B区画)	営利	3,750 円/日	1,250 円/朝	1,250 円/昼	1,250 円/夕
	非営利	2,100 円/日	700 円/朝	700 円/昼	700 円/夕
広瀬川河畔 小広場	営利	700 円/日	240 円/朝	240 円/昼	240 円/夕
	非営利	400 円/日	140 円/朝	140 円/昼	140 円/夕
グリーンウォーク	営利	1,750 円/日	580 円/朝	580 円/昼	580 円/夕
	非営利	1,010 円/日	330 円/朝	330 円/昼	330 円/夕
まちなか駐輪場	営利	910 円/日	300 円/朝	300 円/昼	300 円/夕
	非営利	530 円/日	170 円/朝	170 円/昼	170 円/夕

※中央イベント広場の給排水ポートのご利用は、事前打合せのうえ、全面での利用申込が必要となります。

※中央イベント広場区画利用の場合は、上記料金表と異なります。下記、8中央イベント広場区画利用をご参照ください。

5 電源設備等の利用

各用途に応じ、電源設備及び給排水設備をご利用いただけます。

(1)中央イベント広場

① 電源設備

〈電源ボックス(白)〉

【仕様】

- ・100V
- ・1回路あたり最大20A 計60Aまで(6,000W)
- 〈仮設電源ボックス〉(西側及び東側に1か所ずつ)

【仕様】

- ・100V
- ・1回路あたり最大20A 計75Aまで(7,500W) ※2カ所合計

※事前に機器等の使用電力量をご確認の上、1回路あたり15A(1,500W)以内でご使用ください。

※各コンセントボックスの容量を超えて使用する場合は、別途、仮設電源の引き込み(要工事)等が必要となります。(工事費は利用者負担)

②給排水設備

- ・給排水ポート(※)×5か所

※給排水ポートは隣接する市営中央駐車場と一部兼ねているため、利用希望の場合は、必ず事前にご相談ください。

③料金

中央イベント広場での電気(広場電源ボックス)及び給排水設備の利用には別途使用料金がかかります。料金は下段のとおりです。

○中央イベント広場 電気水道等使用料(1日あたり)

時間区分	終日利用 8:00-20:00	時間区分Ⅰ 8:00-12:00	時間区分Ⅱ 12:00-16:00	時間区分Ⅲ 16:00-20:00
使用料	3,000円	1,000円	1,000円	1,000円

(2)広瀬川河畔小広場

①電源設備

【仕様】

- ・100V
- ・1回路あたり最大20A 計40Aまで

※事前に機器等の使用電力量をご確認の上、1回路あたり15A(1,500W)以内でご使用ください。

②給排水設備

水道(給水)×1か所

※広瀬川河畔小広場の電気、水道使用料は無料です。

※グリーンウォーク、まちなか駐輪場には電源設備、給排水設備はありません。

6 利用申請の方法

- (1) 定型の利用申請書に記載のうえ、ご捺印されたものを受付場所へご提出ください(郵送可)。
- (2) 利用内容の分かる企画書等の書類も併せてご提出ください。
- (3) 利用申請書を受理後、利用内容を審査のうえ、利用の可否、利用料、条件等を決定し通知いたします。

7 利用料の納付及び還付

- (1) 利用承諾書の発送後、規定の利用料を受付場所へ現金にて利用前日(休業日の場合は前営業日)までにお納めください。
※振込にてお支払をご希望の方はご相談ください。なお、振込手数料はお客様のご負担となります。
- (2) 利用日より14日前までに取消申請をされた場合は、全額還付します。ただし、天候等やむを得ない理由による場合は、14日前以降でも全額還付します。

8 中央イベント広場区画利用

中央イベント広場では、キッチンカー等での飲食販売等でご利用いただける区画の貸出しを行っています。

(1)場所

前橋中央イベント広場内

(2)1日あたり貸出可能区画数

7区画 (A～G区画)

(3)区画サイズ

A・B・C・D区画(インターロッキング) 1区画あたり 14m × 7m(98㎡)

E・F・G区画(人工芝) 1区画あたり 20m × 7m(140㎡)

(4)電源

1区画あたり、コンセント電源1カ所(15A以内)ご利用いただけます。(無料)

(5)利用方法

電話等で利用希望日の区画空き状況を確認の上、利用申請書をご提出ください。その後、利用日の前日までに所定の料金をお支払いいただきます。

〈受付開始日〉

利用希望対象月初日の14日前より受け付けます。なお、受付日が土・日・祝日にあたる場合は前営業日を受付日とします。

※注意事項

予約可能日は、他イベント等による利用の無い日に限ります。

なお、利用予約後であっても、他イベント(主に大規模イベント等)実施状況により利用をお断りする場合があります。予めご了承ください。

(6)利用条件

飲食店営業許可を持ち、キッチンカー(食品営業自動車)または簡易テントでお弁当等の販売ができる方。

※販売飲食物に必要な許可等については、前橋市保健所へご確認ください。

(7)注意事項

別紙、「中央イベント広場キッチンカー出店等に関する注意事項」をご参照ください。

○中央イベント広場区画利用 料金表

内 容	利用時間	利用料金
区画利用	8:00～20:00	2,000 円
	10:00～18:00	1,000 円

※アルコール販売を含む場合は、2,000 円。利用時間(最大)8:00～20:00。

9 利用制限

- (1) 公序良俗に反する行為や暴力等不法行為を行う恐れのある人・団体でないこと。
- (2) 政治的又は宗教的色彩を有していないこと。
- (3) その他管理運営上不適当と認められるもの。

10 注意事項

- (1) イベント実施にあたっては、十分な事故防止対策を講じ、安全確保を行うこと。
- (2) イベント運営にかかる一切について、責任を持つこと。
- (3) 騒音等近隣住民に迷惑をかけないように十分配慮し、必要により、事前に周辺住民、店舗等にイベント周知等を行うこと。
- (4) イベント設営前、イベント中、撤収後の広場の清掃については、利用者が責任を持って実施すること。
- (5) イベント実施によって移動した広場設置物（備品類を含む）は、利用後、元の場所に戻すこと。
- (6) 利用によって広場及び広場設置物（備品類を含む）に破損、汚損等が認められた場合は、利用者の責任において原状に復すること。
- (7) イベントで発生したごみは必ず持ち帰ること。
- (8) 広場専用の無料駐車場はないため、公共交通機関の利用や近隣有料駐車場等の利用案内を行うこと。なお、駐車に係る料金は、利用者が納める。
- (9) 広場の周辺道路は交通規制があるため、交通規制に従うこと。
- (10) 火器の利用を希望する場合は、事前に相談すること。
- (11) イベント広場利用申請書に虚偽の記載や利用時において迷惑行為があった場合は、公益財団法人前橋市まちづくり公社の権限において直ちに利用を停止させることができる。